

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔役務の提供等〕

令和8年3月



国土交通省 関東地方整備局

役務の提供等における入札契約分類	3
I. 役務の提供等(企画競争方式)	4
I-1. 企画競争方式の対象業務	5
I-2. 企画競争方式の令和8年度実施方針	6
II. 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	8
II-1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	9
II-2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和8年度実施方針	10
III. 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	13
III-1. 参加者の有無を確認する公募の概要	14

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R5	R6	R7
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務	114	107	92
			②高度で高い信頼性を要する業務			
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億4千万円）を超える案件	63	64	63
			②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（6千9百万円）を超える案件			
	最低価格落札方式	総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達 上記以外	578	546	390
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		18	24	16

R7年度の抽出対象金額は200万円以上(R5,6は100万円以上)

R7年度はR7年12月末現在

I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①パンフレット・ビデオ作成 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集 ・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作 ②ホームページ作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの作成に関わる企画・編集 | <ul style="list-style-type: none"> ③イベント <ul style="list-style-type: none"> ・催事の開催に関わる企画・運営 ・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営 ④新聞掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営 |
|---|---|

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速性・信頼性を要する情報提供業務 ②情報システム <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムの開発・改良を行う業務 | <ul style="list-style-type: none"> ③研究・開発 <ul style="list-style-type: none"> ・研究・開発を行う業務 ④不動産鑑定 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定の評価を行う業務 |
|--|---|

※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたこと受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

1. 競争環境の確保

継続

1-1 一者応札への対応として、下記のPDCAサイクルを構築し、解消に向けた取組を行う。

[事前] 一者応札が想定される案件は、**複数者が提案可能となる環境構築に向けた改善措置を検討・実施。**

(具体的には、発注予定情報の公表、仕様書の記載内容の明確化、提案書作成期間の拡大、履行期間の見直し等。)

[検証] 一者応札となった場合、入札説明書を受理した者に対して、**不参加理由及び参加可能性のある変更点をヒアリングし要因を検証。**

[事後] 次年度も継続性がある業務で一者応札となった場合は、業務完了時に、改善措置を検討し、次年度の事前対策に着実に引き継ぐ。

- ・ 不参加理由・改善措置は、事例を取りまとめて、当局内部で共有する事で、広く活用する。

継続

1-2 複数年契約などの予算措置

○ リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため、業務の性質上可能と判断されるものは、複数年契約の予算措置を検討する。

- ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

新規

1-3 企画提案書の作成手間軽減に向けた様式の見直し

○ 企画提案書の様式(業務の実施方針及び手法・特定テーマに対する提案が対象)の作成手間を軽減、提案書の作成を容易にし、新規参入を促すための見直しを行う。

- ・ 記載例の提示や、図・写真等の活用をしやすくする

2. 効率的な事務手続き

継続

2-1 参加者の有無を確認する公募手続き

○ 過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続している案件については、5年を目安で(状況を勘案して)参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。(本資料Ⅲのとおり)

- ・ 引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

継続

2-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
R3	●●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R4	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

Ⅱ. 役務の提供等

(総合評価落札方式(一般競争))

【1】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達

『政府調達手続に関する運用指針等について』(平成26年3月31日 関係省庁申合せ)に基づき、本省の示す基準に沿って実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億6千万円を超える案件
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良, 保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格7千7百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【2】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達

財務大臣との協議に基づき、本省の示す基準に沿って実施している。

- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。

出力機器(プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機)の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

1. 競争環境の確保

1-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

継続

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

1-2 リスク分担の明示を実施

継続

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

1-3 複数年度契約の検討

継続

○複数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。車両管理業務においても導入に向け調整。

2. 1者応札への対応

2-1 資格要件等の緩和 (参加資格要件や仕様が限定的になっていないか)

継続

○可能なものについて、さらなる資格要件等の緩和を図る。

・資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行う。

2-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

継続

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

・PC賃貸借、インターネット接続業務において、賃貸借・履行期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2-3 公告周知方法の改善

見直し

○事務所毎にホームページで掲載している入札情報を本局ホームページへ一括掲載することで、入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

・電気通信設備保守業務、車両管理業務において実施。掲載方法について事務所HPへのリンクから入札公告への直接リンクへの変更について検討。

2-4 業者等からの聴き取り

継続

○業務に関心を持ち公告資料等を入手又は申請書を提出した後に入札参加を取り止めた業者等から、取り止めた要因等を聴き取る。

・取り止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加可能と考えるかなどを調査し、その結果を検討したうえで対応可能なものは今後の入札等へ反映させる。

3. その他

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

継続

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

- 賃上げ基準に達していない企業は、契約担当官等から通知された日から1年間、加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)。

3-2 車両管理業務に係る品質確保対策

継続

- ①提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置
- ②競争参加資格要件に企業の実績を追加
- ③調査基準価格に満たない金額にて契約した案件に車両管理責任者の「補助者」を配置

- ① 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。
- ② 競争参加資格要件に従来までの車両管理責任者の実績に加え、企業の実績を求めることで、より確実な履行体制を確保。
- ③ 車両管理責任者が担当する業務の補助をおこなうための「補助者」を配置。
(補助者の資格は求めないものとし、車両管理責任者毎に専任で配置。)

Ⅲ. 役務の提供等

(参加者の有無を確認する公募)

Ⅲ-1. 参加者の有無を確認する公募の概要

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」(平成18年6月13日)により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理(H20より)、揚排水ポンプ設備修繕工事等(H27より)

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘(発注方式の再検討)を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行

現在の運用 ※令和6年6月27日付 取扱通知を发出

■ 役務の提供等

- ・過年度より1者応札が継続(5年を目安とする事を基本。ただし状況を勘案して移行可能)している業務等は参加者の有無を確認する公募手続について、検討の上移行する。
- ・引き続き電気通信設備修理、システム改良等の発注は対象
- ・他の参加者の応募があった場合や業務内容を大きく変更する場合は、従前の発注方法に戻すことを含め、検討の上発注手続きを行う。

〈参考〉

■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続(5年を目安)している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。